

# 整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針の改正について

平成 21 年 5 月

航空局航空機安全課

## 1. 背景

航空法（以下「法」という。）第 113 条の 2 に規定する航空機の運航又は整備の管理の委託及び受託の許可については、「業務の管理の受委託の許可実施要領（航空局長通達）」が定められています。当該要領においては、整備業務のみの管理を受託する者の要件として、法第 20 条第 1 項第 4 号の認定を受けた事業場において整備業務を行う者（以下「整備改造認定事業者」という。）であって、以下を満足することが求められています。

- ① 整備業務の管理を行う組織と適切な能力を備えた要員を有していること
- ② 「整備規程審査要領（航空局長通達）」に定める基準を満足する整備マニュアルを設定し、当該マニュアルに従って整備業務の管理を適切に実施できること

一方、整備業務の管理の受委託に関して当該要領を補足し、その運用要領を定めるとともに許可基準の細則を定めるために、「整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針（航空機安全課長通達）」が定められています。当該運用指針には整備改造認定事業者である航空運送事業者に対して整備業務の管理の受委託を行う場合の要件は設定されていますが、これまで航空運送事業者でない整備改造認定事業者に対して整備業務の管理を委託する計画がなかったことから、このような場合に適用すべき要件は定められていません。

今般、航空運送事業者が新整備会社を設立し、当該会社に対して整備業務の管理を委託する計画があることから、このような受委託形態が従来の航空運送事業者間における受委託と同等の安全性を確保するため、必要な当該運用指針の改正を行うこととします。

## 2. 概要

### (1) 基本的考え方

航空運送事業者ではない整備改造認定事業者に整備業務の管理の委託を行う場合の要件を明確化します。この場合、受託者は整備業務については国の認定を受けているものの航空運送事業の許可は受けていないことから、当該運用指針により、本来航空運送事業者が行う整備プログラムの策定等の整備業務の管理を適切に実施させることが必要となります。

このため、受託者に対しては、整備業務を適切に実施する能力に加えて、航空運送事業者と同等以上の整備業務の管理を適切に実施する能力を有することを求めることが必要となります。また、委託者は、旅客等に対する最終的な運送責任を有する航空運送事業者として、受託者が整備業務の管理及び整備業務を適切に行っていることを常時管理・監督するなど、委託者と受託者とが連携して一体的な整備体制を構築することを求めることが必要となります。

## (2) 改正の概要

上記(1)の基本的考え方を踏まえ、航空運送事業者ではない整備改造認定事業者  
に整備業務の管理の委託を行う場合にあっては、特に、

- ① 受託者は、航空運送事業用航空機の整備業務の管理について、航空運送事業の許可の審査基準に規定される要件に関し、航空運送事業者と同等以上の能力を有した  
うえ、航空運送事業者である委託者から提供される安全管理・運航・整備に関する  
方針等を整備マニュアルに反映させるとともに、当該マニュアルに従って航空機の  
整備業務の管理を適切に行うこと
- ② 委託者は、受託者が整備業務の管理を行うに当たり必要な安全管理・運航・整備  
に関する方針等を受託者に適確に提供するとともに、受託者が整備プログラムの策  
定等の整備業務の管理及び整備業務を適切に行っていることを常時管理・監督する  
こと

を明確にするほか、その他所用の改正を行う予定です。

## 3. スケジュール(予定)

平成21年6月中を目途に、「整備業務の管理の受委託の許可に係る運用指針(航空  
機安全課長通達)」を改正する予定です。